

大宮地区 バリアフリー 移動等円滑化基本構想 「概要版」



平成25(2013)年3月
京 都 市



京都市長

門川 大作

京都市では、人と公共交通優先の「歩くまち・京都」の実現に向けて、駅及び周辺道路等のバリアフリー化を重点的、一体的に推進するため、「大宮地区バリアフリー移動等円滑化基本構想」を策定しました。

今後は、この基本構想をもとに、公共交通事業者や関係行政機関と連携して、多くの皆様の永年にわたる切実な御要望である阪急大宮駅へのより便利なエレベーターの新設や多機能トイレの新設、さらには駅周辺道路の段差解消などを着実に推進してまいります。

平成 25 年 3 月

●大宮地区におけるバリアフリー化の流れ

重点整備地区の区域の設定

重点整備地区※1の区域の設定の考え方

1

大宮駅及びその周辺に立地し、多くの高齢者や障害のある方などが徒歩又は車いすにより利用すると考えられる施設（生活関連施設）を抽出します。

2

「生活関連施設」相互を結ぶ道路のうち、重点的にバリアフリー化を図るべき道路（生活関連経路）を設定します。

3

「生活関連施設」や「生活関連経路」を含む区域を「重点整備地区」として設定します。

大宮地区における重点整備地区の区域の設定

1 生活関連施設の抽出

次の施設を大宮地区の「生活関連施設」として抽出しました。

区 分	名 称	摘 要
旅客施設	大宮駅（阪急電鉄） 二条駅（JR西日本） 四条大宮駅（京福電気鉄道）	●1日の平均利用者が3,000人以上である旅客施設（特定旅客施設）
官公庁施設	中京区総合庁舎	●多くの高齢者や障害のある方などが徒歩又は車いすにより利用すると考えられる施設
福祉施設	みぶ身体障害者福祉会館	
医療施設	山元病院	
商業施設	西友三条店 スーパーマツモト五条店	
都市公園	光徳公園	

2 生活関連経路の設定 [2ページ参照]

大宮地区の「生活関連経路」として9路線を設定しました。

また、「生活関連経路」との連続性を確保し、一体的にバリアフリー化を図る必要がある道路を「その他経路」として1路線を設定しました。

3 重点整備地区の区域の設定 [2ページ参照]

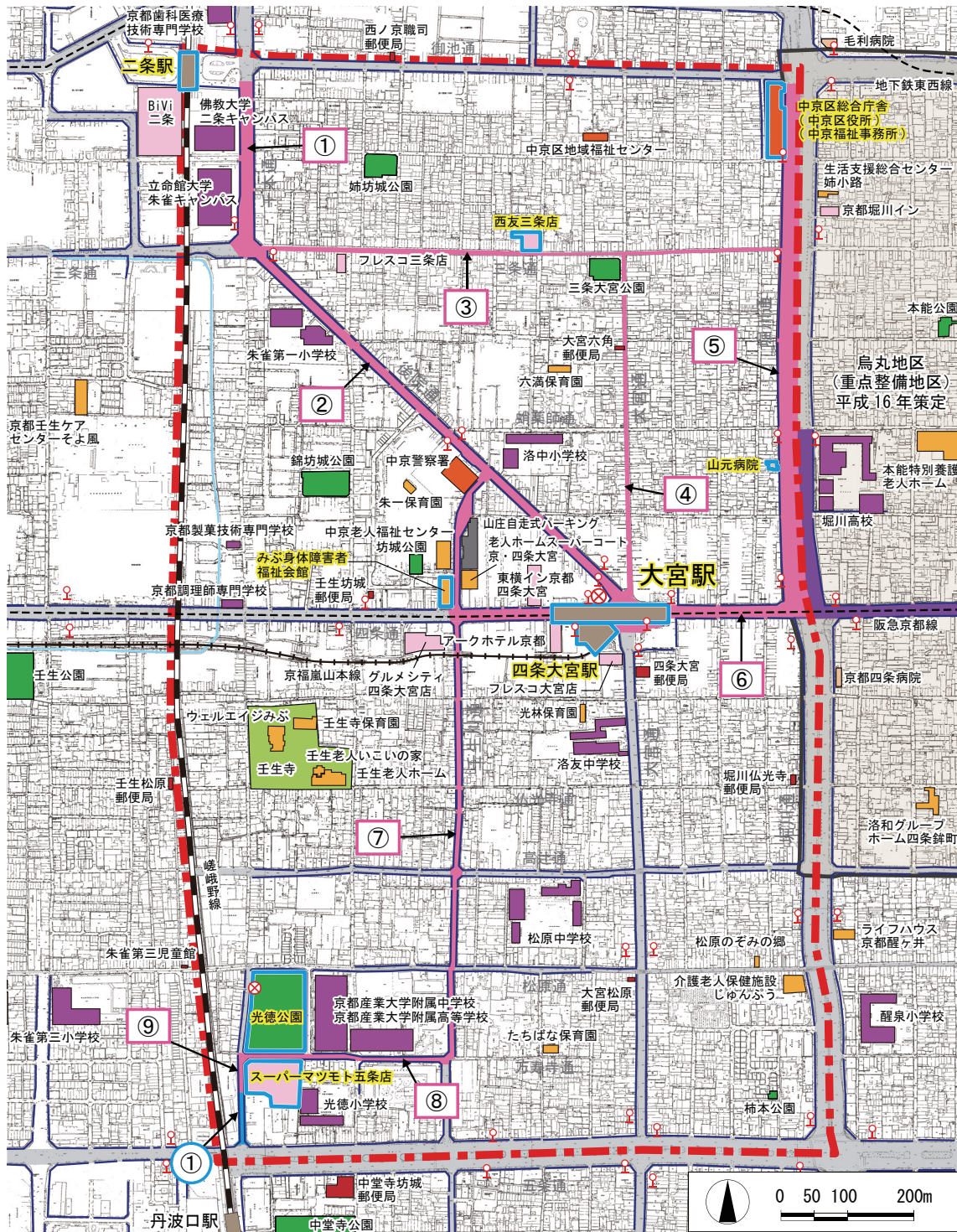
上記 1 の生活関連施設と 2 の生活関連経路を含む区域を大宮地区の「重点整備地区」として設定しました。

バリアフリー化の概要

4 バリアフリー化の概要 [3～5ページ参照]

公共交通事業者、道路管理者、公園管理者、公安委員会などが大宮地区において実施するバリアフリー化整備の概要や目標年次、ソフト対策の推進等について決めました。

●重点整備地区の区域



※黄色文字は生活関連施設

生活関連経路①②⑤⑥⑦⑧⑨

段差・勾配の改善

生活関連経路③④

歩行空間の明確化

その他経路①

段差・勾配の改善

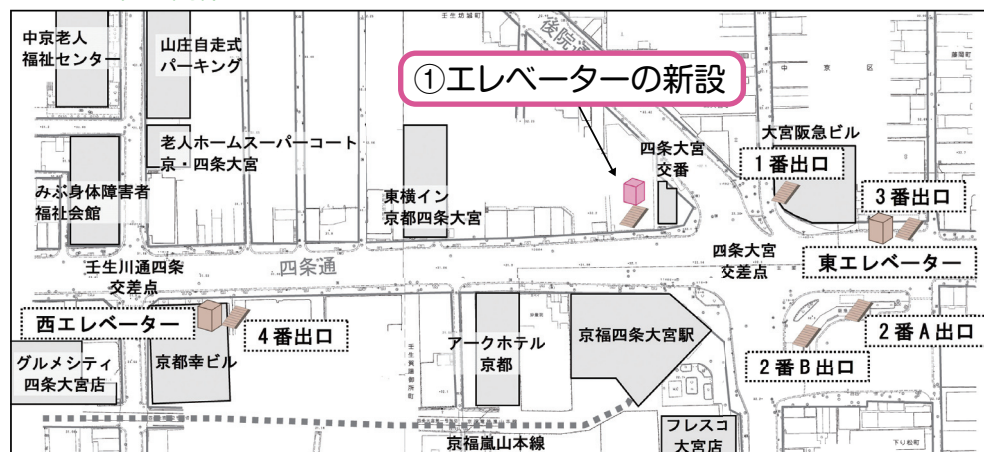
凡 例

旅客施設(鉄道・軌道)	観光・文化施設	⊗ 交番	重点整備地区
官公庁施設	都市公園	♀ バス停	生活関連施設
福祉施設	公益サービス施設	歩道	生活関連経路
医療施設	商業施設		その他経路
教育施設	路外駐車場		特定経路(烏丸地区)

●旅客施設のバリアフリー化の概要

[大宮駅]

出入口の位置関係

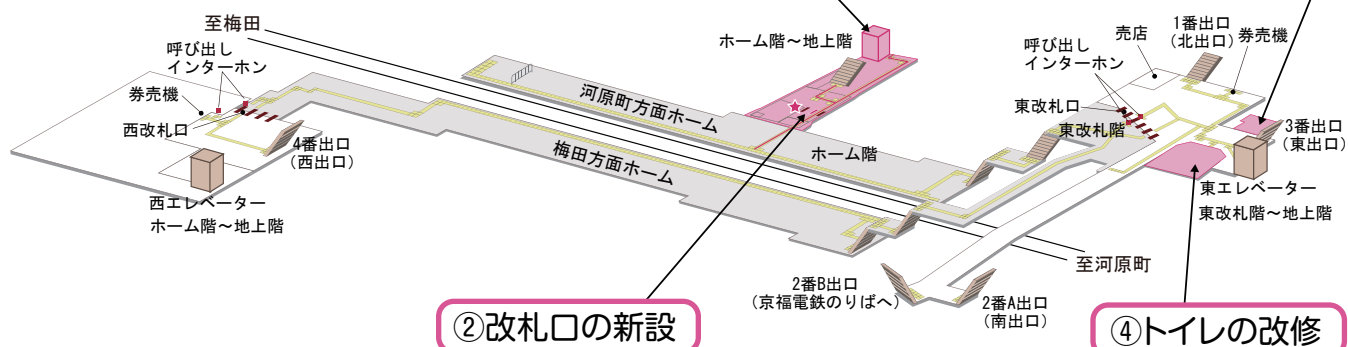


【その他の取組】

⑥長期的な課題の検討

①エレベーターの新設

③多機能トイレ※2の新設



②改札口の新設

④トイレの改修

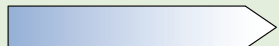
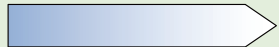
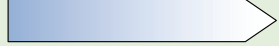
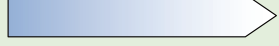
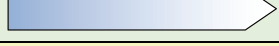
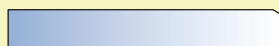
公共交通事業者（鉄道事業者等）は、基本構想に基づき、駅等のバリアフリー化を行います。

	事業内容	旅客施設名	事業主体	目標年次(年度)									
				H25	26	27	28	29	30	31	32	～	
公共交通 特定事業 ※3	①エレベーターの新設 ②改札口の新設	大宮駅	阪急電鉄										
	③多機能トイレの新設												
	④トイレの改修												
その他の 組 ※4	⑤内方線ブロック※5の設置	二条駅	J R西日本										
	⑥長期的な課題の検討	大宮地区内の 旅客施設	阪急電鉄 J R西日本 京福電気鉄道										

※公共交通特定事業の実施に当たっては、国、京都府、京都市が協調して必要な助成を行います。

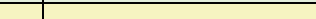
●道路のバリアフリー化の概要

道路管理者は、基本構想に基づき、道路のバリアフリー化を行います。

	経 路	路 線 名	事 業 内 容	目 標 年 次 (年度)									
				H25	26	27	28	29	30	31	32	～	
道路特定事業 ※6	生活関連経路①	一般府道 二条停車場嵐山線 (千本通)	段差・勾配の改善										
	生活関連経路②	一般市道 後院通											
	生活関連経路③	一般市道 三条通	歩行空間の明確化										
	生活関連経路④	一般市道 大宮通											
	生活関連経路⑤	主要府道 京都広河原美山線 (堀川通〔西側歩道〕)	段差・勾配の改善										
	生活関連経路⑥	主要市道 嵐山祇園線 (四条通)											
	生活関連経路⑦	一般市道 壬生通 (壬生川通)											
	生活関連経路⑧	一般市道 万寿寺通											
	生活関連経路⑨	一般市道 千本通											
	その他経路①	一般市道 千本通											
その他の取組	—	生活関連経路及び その他経路以外の道路	他の事業や維持管理 の中で可能な限りバ リアフリー化										

●都市公園のバリアフリー化の概要

公園管理者は、基本構想に基づき、都市公園のバリアフリー化を行います。

事 業 名	施 設 名	事 業 内 容	目 標 年 次 (年度)									
			H25	26	27	28	29	30	31	32	～	
都市公園特定事業※7	光徳公園	トイレの改良										
その他の取組	大宮地区内の都市公園	維持管理などによる 長期的な取組										

●交通安全施設などのバリアフリー化の概要

京都府公安委員会は、今後、基本構想に基づき、交通安全特定事業※8を実施するための計画（交通安全特定事業計画）を策定し、実施します。

●その他のバリアフリー化の取組に関する概要

路外駐車場のバリアフリー化

路外駐車場管理者は、駐車場法等に基づき路外駐車場を設置するときは、「路外駐車場移動等円滑化基準」、「京都府福祉のまちづくり条例」及び「京都市人にやさしいまちづくり要綱」に基づき、バリアフリー化を図ります。

建築物のバリアフリー化

建築主は、建築物の建築に当たり、「バリアフリー法」や「京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例」に基づき、バリアフリー化を図ります。

また、京都市は、バリアフリー化の推進に当たり、適切な助言・指導を行うとともに、「みやこユニバーサルデザイン推進指針」の考え方に沿った基準を満たした建築物を顕彰します。

●「みやこユニバーサルデザイン推進指針」に基づくソフト対策の推進

「心のバリアフリー」の推進

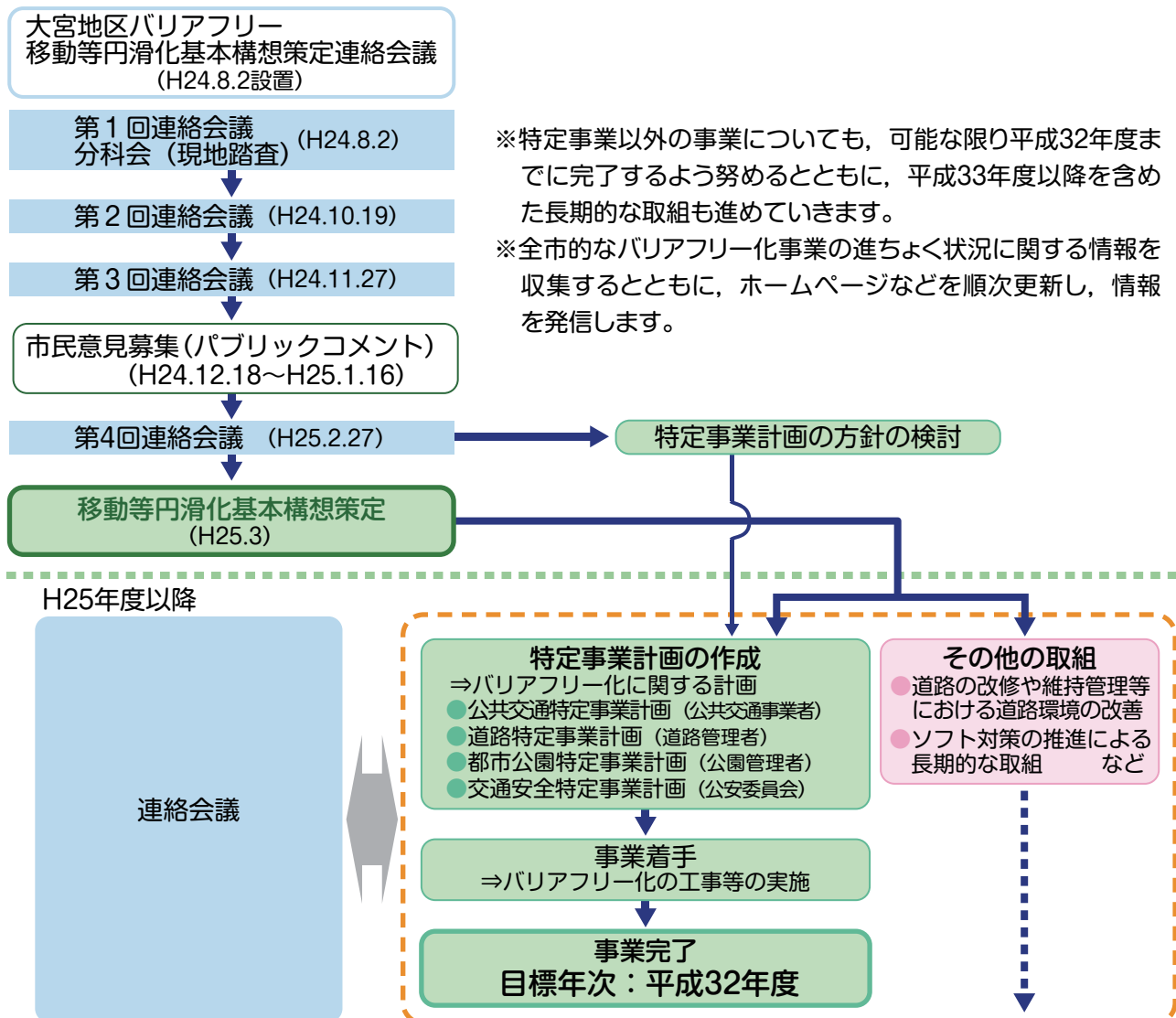
高齢者や障害のある方をはじめ、すべての人が安心・安全で円滑に移動できるようにするためには、施設の整備(ハード面)だけでなく、ソフト面での対策が必要です。高齢者や障害のある方などに対する市民の理解を深め、積極的な手助けが行えるよう、公共交通事業者、行政機関などが連携し、広報啓発や教育・研修を展開するなど、「心のバリアフリー」を推進します。

「情報バリアフリー」の推進

公共交通を利用する際の移動に関する情報は、日常生活の利便性の向上、豊かな生活や活力ある地域社会の実現に大きく寄与しており、また、非常時の安全の確保の視点からも、欠かすことができないものであることから、情報の発信に当たっては、次の点に配慮します。

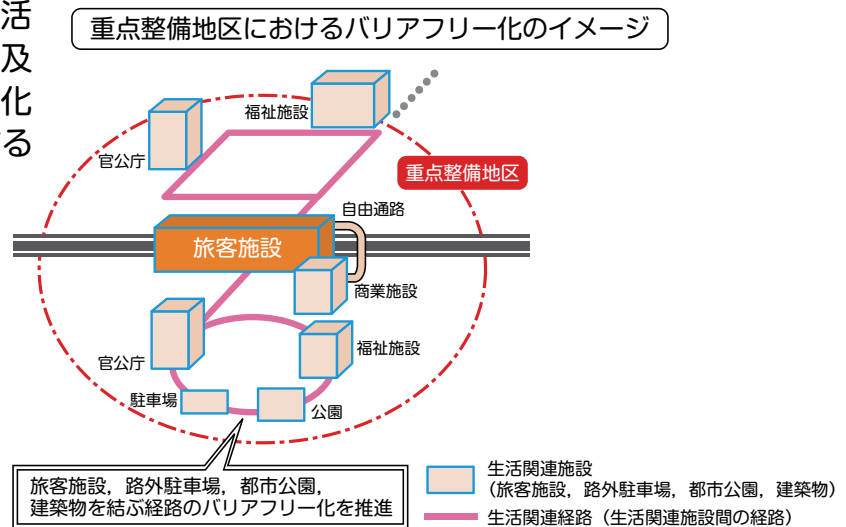
- ① 情報の発信者は、必要な情報を、年齢、心身の状況や言語の違い等に関係なく入手できるよう、複数の手段により、分かりやすく発信するよう努めます。
- ② 情報を一方的に発信するだけでなく、様々な人からの意見や提案を、施策や事業に反映させるなどの双方向性を踏まえて進めます。

●バリアフリー化事業の完了までの流れ



※1 重点整備地区

「生活関連施設」及び「生活関連経路」を含み、旅客施設及び周辺道路等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進する地区です。



※2 多機能トイレ

車いすで利用できる広さがあり、手すり、オストメイト対応設備、おむつ交換シート及びベビーチェア等を備えており、高齢者や障害のある方、子ども連れの方等、多様な方が利用できるトイレのことです。

※3 公共交通特定事業

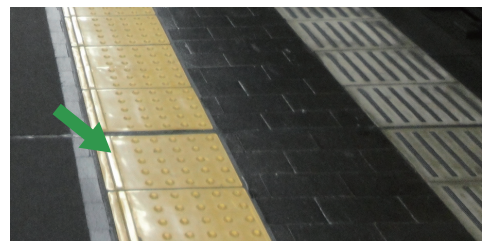
公共交通事業者(鉄道事業者等)が、エレベーターの整備等により、「重点整備地区」内の旅客施設や車両のバリアフリー化に向けて実施する事業です。

※4 その他の取組

「重点整備地区」内において実施される他の事業やソフト施策等の取組です。

※5 内方線ブロック

ホームからの転落防止のために設置する1本の線状突起があるブロックのことで、視覚障害のある方が、どちら側がホームの内側なのか、足で判断できるようにしたものです。



※6 道路特定事業

道路管理者が、歩道の段差や勾配の改善等により、「重点整備地区」内の道路のバリアフリー化に向けて実施する事業です。

※7 都市公園特定事業

公園管理者が、公園内の通路の勾配の改善等により、「重点整備地区」内の都市公園のバリアフリー化に向けて実施する事業です。

※8 交通安全特定事業

公安委員会が、信号機への視覚障害者用付加装置の整備や違法駐車取締りの実施等により、「重点整備地区」内のバリアフリー化に向けて実施する事業です。



【表紙について】

表紙のデザインは、市民がお互いを理解し、助け合う「心のバリアフリー」を推進するため、「心」の文字をデザイン化したものです。

発行：京都市都市計画局歩くまち京都推進室

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

TEL 075-222-3483 FAX 075-213-1064

<http://www.city.kyoto.lg.jp/menu4/category/51-0-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html>



歩くまち 京都

検索